平成２３年（フ）第２１９号
岐阜市蔵前７丁目10番４号
破産者　堀　　俊幸
法定代理人成年後見人　堀　　祐子
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第６６４号
岐阜市金町８丁目20番
破産者　株式会社アジルスタッフィング
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第２４号
岐阜県大垣市長沢町６丁目33番地
破産者　中部レックス株式会社
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２４年（フ）第４４号
静岡県富士市松岡1164番地の11　パラッツォトリイ104、商業登記記録上の本店所在地静岡県富士市富士町17番２号
破産者　有限会社ハウス・オーガン
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７７号
静岡県富士市松岡1622番地の２
破産者　有限会社ゴールドリーフ
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第７８号
静岡県富士市津田252番地の１、住民票上の住所静岡県富士市松岡537番地
破産者　渡辺　　悟
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２３年（フ）第４３６号
京都市西京区川島東代町76番地の２
破産者　長谷川不動産株式会社
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第３２号
香川県丸亀市飯山町西坂元1207番地８
破産者　亡三崎浩相続財産
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（フ）第７５号
長崎県長崎市平和町12番６号
破産者　有限会社平和
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第１４７号
大分市賀来南１丁目17番５号
破産者　有限会社小仲水産
1　決定年月日　平成24年９月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１３５号
埼玉県深谷市上柴町西４丁目21番地７　北号
破産者　大井　正義
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第３００５号
横浜市鶴見区駒岡１丁目22番Ｂ―402号
破産者　林　　義之
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３４２９号
神奈川県藤沢市亀井野３丁目２番地の５
破産者　芳賀　和則
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９４号
横浜市磯子区洋光台５丁目６番20―103号
破産者　菅原　真司
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１０９５号
横浜市磯子区洋光台５丁目６番20―103号
破産者　菅原　富美
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１０９号
神奈川県藤沢市大庭5061番地の16　ルイシャトレ湘南ライフタウン1202号
破産者　山本久美子
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２２１号
横浜市都筑区東山田３丁目33番３号
破産者　平綿　泰直
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１２０号
富山市西中野町２丁目15番９―203号　日ノ出ハイツ、前住所富山市太郎丸西町１丁目17番地７
破産者　山本　志朗
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
富山地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３０号
福井県敦賀市東洋町６番31号
破産者　笹井　傳夫
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２４年（フ）第６号
福井県敦賀市新松島町１番29―３号
破産者　吉川　雄策
1　決定年月日　平成24年９月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部